

# 齐明天皇七年春正月七日の印南

—『萬葉集』卷第一「中大兄三山歌」考—

川上富吉

## 一、はじめに

『萬葉集』卷第一、雜歌部の中、「後岡本宮御年天皇代」、つまり齊明天皇代の作品として、

中大兄  
香具山は 敵傍ををしと 耳梨と 相争ひき  
神代より かくにあるらし  
古昔も 然にあれこそ  
うつせみも 妻を 争ふらしき (1・一二三)

反歌

香具山と耳梨山とあひし時立ちて見に來し印南國原 (1・一四)  
わたつみの豊旗雲に入日射し今夜の月夜さやに照りこそ (1・一五)  
右の一首の歌は、今案あるに反歌に似ず。ただし、旧本此の  
歌を以ちて反歌に載す。故に、今なほ此の次に載す。また、  
紀に曰はく、「天豐財重日足姫天皇の先の四年乙巳に天皇を立  
てて皇太子となす」といへり。

という長歌一首短歌一首の一群の作品がある。「立ちて見に來し印南國原 (一四)」、「わたつみの豊旗雲に入日射し (一五)」とあって、播磨

の印南の浦で陸地と海洋を瞬目しての詠とみられるから、「一三」も同時同所の詠とみることができる。では、その時期はいつかといえど、齊明天皇六年(六〇年)条に、

是の歳に、百濟の為に新羅を伐たむと欲して、乃ち駿河国に勅して船を造らしむ。已に訖りて、続麻郊に挽き至る時に、其の船、夜中に故無く艦船相れり。衆終に敗れむことを知りぬ。科野國の言さく、「蠅群れて西に向ひ、巨坂を飛び踰ゆ。大きさ十畳許、高さ蒼天に至れり」とまをす。或いは、救軍の敗績れむ怪といふことを知る。童謡有りて曰く、

まひらくつのくれつれをのへたをらふくのりかりがみわたとのり  
かみをのへたをらふくのりかりが甲子とわよとみをのへたをらふ  
くのりかりが (紀122) といふ。

とあり、翌七年(六一)春正月条に、

七年の春正月の丁酉の朔にして壬寅に、御船西に征きて、始め  
て海路に就く。  
甲辰に、御船、大伯海に至る。時に大田姫皇子、女を産む。仍

りて是の女を名けて、大伯皇女と曰ふ。  
庚戌に、御船、伊予の熟田津の石湯行宮に泊つ。熟田津、此には櫛松花豆といふ。

とあることから推して、「壬寅（六日）」と「甲辰（八日）」の間の「癸卯（七日）」、印南の浦（印南川、現、加古川の西部、高砂市周辺）での詠とということになる。それは、百濟再興のために新羅征討の軍旅の途次の詠といふことになる。

この「三山の妻争い」は、中大兄皇子が額田王をめぐって大海人皇子と争ったものとする伴信友の提唱以来の通説を、古代文献上の妻争い伝承を検証することによって、否定することと、播磨国印南で歌われたことの必然性を、神功皇后伝承との関わりにおいて考察してみたいと思う。

## 一、「三山歌」研究史と神堀忍「三山歌の背景」

この「三山歌」研究史上、神堀忍「三山歌の背景」（『喜寿記念論文集 上代文学と言語』昭49年11月）は画期的な論考であるが、私見によれば、何故か、研究史上、取りあげられることがない。わずかに、拙編『古代詩 万葉とその周辺』（昭51年3月）の天智天皇の【参考】に皇極紀三年正月条の蘇我倉山田麻呂の長女をめぐる中大兄の妻争い記事を挙げ、主要な（研究文献）四編の中に示したのと、稻岡耕二編『別冊国文学万葉集必携』（昭54年5月）の万葉集研究史、歌人別の「天智天皇」の項（大畑幸恵執筆）に、

三山歌の背景に、通説とは異なる身狭臣との妻争いをみる神堀忍「三山歌の背景」（上代の文学と言語）（昭49）の新説もある。

と紹介されただけで、以後、「万葉集必携II」（昭56年12月）の「中大兄の三山歌」（秋本吉徳執筆）「研究史と今後の課題」に言及なく、大久間喜一郎・森淳司・針原孝之編『万葉集歌人事典』（昭57年3月）の「天智

天皇」の項（森淳司執筆）・『研究資料日本古典文学⑤万葉・歌謡』（昭60年4月）にもない。森淳司編『万葉集研究入門ハンドブック』（昭63年2月）の作品研究編の「中大兄三山歌」の項（菅野雅雄執筆）に参照論文として題目のみで言及なし。小野寛・桜井満編『上代文学研究事典』（平8・5）にもない。『セミナー万葉の歌人と作品 第一巻 初期万葉の歌人たち』（平11年5月）の「中大兄の三山歌」の項（神野志隆光執筆）にもなく、巻末の文献目録にもない。通説を糾す新説を排除して、通説の驟尾に付して、いささかの私見を述べてみたい。

神堀説の要点を私なりに抜粋してみると次のようになろう。（傍線は、川上）

### 一、中大兄自身の妻争いの敗者の体験

皇極紀三年正月条の、婚約者の蘇我倉山田麻呂の長女を、婚儀の夜、同族の身狭臣に偷まれたという事実。

二、中大兄が三山歌の中で三山について述べた部分は、長歌では「香具山は 畏傍ををしと 耳梨と 相争ひき」であり、反歌では「香具山と 耳梨山と あひし時」だけであることに注目し、長歌の第二句「畓傍ををしと」については、「ををし」を「を惜し」「を愛し」とみるか「雄々し」とみるかの論はしばらく措くとするも、要するにその主体は香具山であり、畓傍山の帰趣をめぐつて耳梨山と闘争した、ということを述べているにすぎない。

三、長歌のきり拓いたものについてみると、伝承の世界では単なる山の争鬭であつたものを現実の妻争いに結びつけたところに、中大兄の独自な解釈と文学的発想の新しさを見出す。ここに、この作品の魅力の根元があると思う。特に、香具山を主体にして三山の関係を説くことは、香具山を祭政上重要視する天皇家の正統的な考え方を表わしたもので、舒明の正当な後継者中大兄にふさわしいものと思う。

四、中大兄個人にかかる問題をふまえたうえで、西征という当面の大目的に注目しなければならない。大和三山の争いは、とりも直さず新羅・高句麗・百濟の三国鼎立する朝鮮の争いをもふまえていないとどうして、いえようか。かつて、大和が乱れ、三山が相争つていたとき、はるかに出雲から阿善大神が大和を見ようとして来たように、いま、百濟に要請されて救援に赴くのは、実は中大兄自身なのである。

百濟はすでに滅び、その国土は新羅や唐の支配を受けていた。つまり、百濟はすでに新羅や唐に従属し、その妻のようになってしまっていたのである。わずかに山城に拠った百濟の遺臣鬼室福信らがゲリラ的抵抗を試みていたにすぎなかつた。このような困難な情勢の中で、あえて出兵を断行する中大兄の胸中には、実にさまざまの政治的な思惑や決意、さらには、過去の鬭争のあれこれが去来していた、と思われる。老年の斎明女帝の筑紫西幸を要請したのも、推古朝の征新羅計画にはみられないところであつて、明らかに神功皇后の故話を意識した大西征を意図していたことが知られよう。

右の中、古代文献にみられる「妻争い」伝承を検討してみると、さらに、神功皇后の新羅親征伝承の問題を考えることにする。

### 三、「神代」・「古昔」の「妻争い」について

「長歌（一一三）」に、「神代より」・「古昔も」・「うつせみも」・「嫗を争ふ」とあることについて、【全注<sup>注</sup>】は、「神代」と「古昔」を「古」という同時代の言い換えと見ていくが、「神代」と「古昔」と「現代」ということであつて、たとえば、「古事記」が「上・中・下」の三巻からなり、上巻に「神代」、中巻に神武天皇から応神天皇まで十五代、下巻に仁徳天皇から推古天皇まで十八代の歴史が収められていることを参考とすれば、「神代」と「古昔」は別の時代であり、「古昔」はさらに、「中・下」

卷のように「遠い昔」と「近い昔」という認識があつたものとしてよいであろう。とすれば、記・紀における「神代」と「古昔」の「妻争い」について見てみる必要があるのであろう。

「神代」のものとしては、【古事記】上巻に、大国主神が兄弟の八十神と因幡八上比売を争う話がある。この話は、因幡八上の地（＝国、ともに「くに」）の占有（領有）権と、さらには須佐能男命（とその娘須世理比売）の助力を得て、八十神をしりぞけ出雲国の支配権を掌握したといふもので、「妻争い」即「国占め争い」ということである。

【古昔】のものとしては、【中巻】景行天皇条に、天皇が、三野国造祖大根王の女兒比売・弟比売を後宮に納れようとして皇子大碓命を遣す。大碓命はこの姉妹を自分のものとし、別人を天皇にさしだしたが、大碓命は弟小碓命（日本武尊）によつて慘殺されてしまう。この話も、天皇と皇子大碓命との三野国領有の「妻争い」即「国占め争い」ということである。

【中巻】応神天皇条に、天之日予の子孫、伊豆志袁登売神をめぐる八十神および兄秋山之下氷壯夫と弟春山之霞壯夫の争いの話がある。弟の春山が女神を妻とすることに成功し、兄の財産をも獲得するというもので、「妻争い」即「国占め争い」ということである。これは「神代」のこととしてよいであろう。

【下巻】仁徳天皇条に、天皇が弟速総別王と庶妹女鳥王を争う話がある。速総別王が女鳥王を妻としたが、女鳥王は夫の速総別王に謀反をそそのかし、天皇の知るところとなり、速総別王は殺される。この話も、「妻争い」即「國占め争い」（この場合は王權争い）である。

【下巻】履仲天皇条に、同母弟墨江中王との皇位繼承の争いの物語があり、その始終は【日本書紀】卷十二、履仲天皇即位前紀にある。皇子の婚約者である羽田矢代宿祢の女黒媛を住吉仲皇子が奸けたことから争いとなり、住吉仲皇子は次弟瑞齒別皇子（反正天皇）によつて殺される。この話も「妻争い」即「國占め争い」（この場合も王權争い）である。

【下巻】清寧天皇条に、袁祁命（顯宗天皇）の即位前の出来事として、

袁祁命の求婚者の相手、菟田首等の女大魚をめぐつて、平群臣志毘と争い、志毘臣は殺される。この話も、「妻争い」即「国占め争い」（この場合も王権争い）であると見られる。この類話は、『日本書紀』卷十六、武烈天皇即位前紀にある。皇太子が大臣平群真鳥臣の子の鮒と、物部鹿鹿火大連の女影媛を争い、鮒は殺される。この話も「妻争い」即「国占め争い」（この場合も王権争い）である。

なお、『播磨國風土記』賀毛郡条に、

玉野の村あり。所以は、意笑。意笑一はしらの皇子等、美囊の郡の志深の里の高野の宮に坐して、山部の小楯を遣りて、國の造許麻の女、根日女の命を誂ひたまひき。ここに、根日女、已に命に依り訖へき。尔時、二はしらの皇子、相辞びて娶ひたまはざりき。日を巡る間に、根日女、老いて長逝にき。時に、みこち等、大く哀しごすなはち小立を遣りて、勅云りたまひしく、「朝日夕日の隠るはぬ地に、墓を造りてその骨を藏め、玉以て墓を飾らむ」とのりたまひき、故れ、縁りて、この墓を玉丘と号け、その村を玉野と号く。

とあって、「意笑（仁賢天皇）」と「袁笑（顯宗天皇）」兄弟が、播磨國造許麻の女根日女と共に求婚したが、互いに譲り合っている中に、根日女が死んでしまつという話で、一種の「國占め・妻争い」の伝承である。

次に、『万葉集』にみえる「妻争い」としては、

美奈志川。みなしやはな志川と号くる所以は、伊和の古の大神のみ子、石竜比古の命と妹石竜比壳の命と一はしらの神、川の水を相競ひたまひき。妖の神、北の方越部の村に流さまく欲りし、妹の神、南の方泉の村に流さまく欲りたまふ。その時、妖の神、山の峯を踏みて流し下しき。妹の神見て、非理と以為すなはち指標以てその流れる水を塞ぎて、岑の辺ゆ溝を開き、泉の村に流して格したまひき。ここに妖の神、復泉の村の底に到り、川の流れを奪ひて、西の方桑原の村に流さむとしたまひき。ここに、妹の神遂に許さずて、密桶を作り、泉の村の田の頭に流し出したまふ。これに由りて、川の水絶えて流れず。故れ、无水川と号く。

真間の手兒奈（3・四三一～四三三三）（9・一八〇七～一八〇八）

（14・三三八四～三三八五）

葦屋の菟原処女（9・一八〇一～三・一八〇九～一八一二）（19・四一二～四一二）

桜児（16・三七八六～三七八七）

縵児（16・三七八八～三七九〇）

があるが、「真間の手兒奈」伝説は遊行女婦であつて、多くの男が独占す

るために争つたという伝承もないのに、「妻争い」から除外してもよいだろう。

「菟原処女」・「桜児」・「縵児」をめぐる「争い」は、いずれも古傳承をもとにしたものと推定できるので、「妻争い」即「国占め争い」であつた可能性は高いであろう。

この中、「縵児」伝承では、「耳成の池（三七八八）」とあつて、大和三山の一つ「耳成（梨）山」周辺の池とし、「山縵の子（三七八九）」、「玉縵の子（三八九〇）」とあることから巫女とみれば、これは明らかに国占め争いであり、具体的には「水争い」であつた可能性を認めることができよう。

「水争い」については、『播磨國風土記』揖保郡条に、

(現、大阪府和泉市)の男と、「茅渟壮士(四二二一)」は和泉国茅渟(現、大阪府堺市、岸和田市付近)の男で、和泉国の男が摂津の芦屋・菟原の地を「国占め」に来て、「妻争い」をしたのである。この話に共通の要

素を持つ話として、前に引用した『播磨國風土記』賀毛郡玉野村条の根日女をめぐる伝承があり、これもまた「国占め争い」と「妻争い」のセットされた変型の伝承である。

「桜見」は、その土地を明らかに知り得ないのであるが、『万葉集』卷三の高市黒人の歌（三七一）および『倭名抄』によれば、尾張国愛知郡作良郷とみることもできよう。その地をめぐる「国占め争い」と「妻争い」であった可能性はあるといえよう。

さらに、「妻争い」と「国占め争い」がセットされた伝承を、『播磨国風土記』に拾つてみると、託賀郡条の都麻里と法太里の伝承に、

昔、丹波は播磨と、国を堺ひ時に、大き堀をこの土に掘り埋め、國の堺と為しき。故れ、堀坂と曰ふ。

あなし　さと。本の名は、酒加の里なり。土は中の上。大神、此處に食しまし  
き。故れ、須加と曰ふ。後に、山守の里と号くる所以は、然るは、  
やまべの三馬任。さて里長となりき。故れ、山守と曰ふ。今名を  
あらた改めて安師と為すは、安師川に因りて名と為す。その川は、  
あなしの神に因りて名と為す。伊和の大神、娶誂せむとしましき。  
安師比売の神に因りて名と為す。伊和の大神、娶誂せむとしましき。  
よしの時、この神固く辞びて聽さず。ここに、大神、大く瞋り、石以て  
かは川の源を塞ぎ、三形の方に流し下しましき。故れ、この川に水少  
し。この村の山に、榎・松・黒葛等生ふ。狼・麗住めり。

ある。ここには先に見た揖保郡美奈志川の「妻争い・水争い」と同様の伝承を認めることができる。求婚されてそれを拒否して逃走する伝承は、『出雲国風土記』出雲郡条に、大穴持命が、神魂命の子、綾門日女神に求婚したところ、その女神は宇賀郷に逃げ隠れた話・景行紀四年正月条に、景行天皇が美濃の八坂入彦皇子の女弟媛に求婚したところ、その弟媛は竹林に逃げ隠れた話・『播磨風土記』賀古郡条に、景行天皇が播磨の丸部臣の始祖比古汝茅と吉備比売との女印南別媛に求婚に出かけたところ、別媛は南毘都麻島に逃げ渡つてしまう話・雄略記に、雄略天皇が丸邇佐都紀臣の女袁杼比売に求婚しようと出かけたところ、比売が金鉢岡に逃げ隠れた話などがあり、逃げ隠れる（隠ぶ）ところから「隠

び妻」説話とも呼ばれている。いずれも、その「拒み妻・隠び妻＝否ひ妻」の土地支配（国占め）にかかる伝承としての意味を持たされているのである。

#### 四、「うつせみ」の「妻争い」について

「うつせみ（現代）」のものとしては、中大兄皇子に直接かかわる事件として、『日本書紀』卷第二十四、皇極天皇三年（六四四年）正月条に、

是に中臣鎌子連、議て曰さく、「大事を謀るには、輔有あるには如かず。請はくは、蘇我倉山田麻呂の長女を納れて妃として、婚姻の昵を成しまざむことを。然る後に陳説きて、与に事を計らむと欲ふ。功を成す路、茲より近きは莫からむ」とまをす。中大兄、聞きさて大きに悦び、曲に議る所に従ひたまふ。中臣鎌子連、即ち自ら往きて媒を詫りぬ。而るに長女、所期りし夜に、族に喰まれぬ。族は身孤臣を謂ふなり。是に由りて、倉山田臣、憂へ惶り仰ぎ臥して所為を知らず。少女、父の憂へ惶るを怪しごて、就きて問ひて曰く、「憂へ惶ること何ぞ」といふ。父、其の由を陳ぶ。少女の曰く、「願はくはな憂へたまひそ。我を以ちて奉進りたまふとも、亦復晚からじ」といふ。父、便ち大きに悦び遂に其の女を進る。奉るに赤心を以ちてし、更に忌む所無し。

とある。大化革新という大事の前の政略結婚で、婚約者を他の男（身狹臣）に掠奪された敗者としての体験である。『藤氏家伝上巻（鎌足伝）』に、

中大兄、武藏の礼なきことを怒り。刑戮を行なはむとす。大臣諫めて曰ひしく、「既に天下の大事を定めつ。何ぞ家の中の小さき過を忿りたまふ」といひき。中大兄、即ち止めたまひき。

とあって、太子中大兄は武藏（身狹）を殺害しようと思つたが、鎌足の諫言によつて止めたということになつてゐるが、これは明らかに、「妻争い」であり「国占め（王権）争い」の当代風の変型である。

また、中大兄事件より後代、天武崩後の大津皇子謀反事件の例を挙げることもできる。

天武紀下、朱鳥元年（六八六年）八月辛酉条に、

南庭に殞すなは即ち癸袁みねたてまつる。是の時に当たりて、大津皇子、皇太子ひつごのみこを謀反かたぶけむとす。

とあり、持統称制前紀、朱鳥元年冬十月条に、

冬十月の戊辰の朔にして己巳に、皇子大津の謀反めうほんけむこと發覺あらはれぬ。皇子大津を逮捕め、并せて皇子大津が為に註誤あはかえたる直広・肆だまくわうしぬ。朝臣音檜やひのゆき・小山下壹伎連博せうせんせいきのむかと・大舍人おおあしにん中臣朝臣麻呂なかみのちみや・巨勢こせの朝臣多益須あそみなや・新羅沙門行心しんらしゃもんぎょうじと帳内礪杵道作等とう、三十余人を捕む。庚午に、皇子大津を詠語田の舍に賜死む。時に年二十四なり。妃ひめ皇后山辺ひらみこさなべ、被髮ひきふし徒跣むろきにして、奔赴しゆふきて殉よる。見る者皆歎歎おみまわく。皇子大津は、天津中原瀛真人天皇の第三子なり。容止端岸にして、音辞俊朗おんじじゅんろうなり。天命開別天皇あめのみことひらわけのすめらむことの為に愛めぐまれたまふ。容止端岸にして、弁ひきわきしく才学有あしまし、尤も文筆を愛みたまふ。詩賦の興り、大津より始れり。

丙申に、詔して曰はく、「皇子大津、謀反めうほんけむとす。註誤あはかえたる吏民りふみん・帳内とうないは已えむことを得ず。今し皇子大津、已えに滅びぬ。従者ともぎわの皇子大津に坐れるは、皆赦みやがなすべし。但し、礪杵道作は伊豆いづに流せ」とのたまふ。又詔して曰はく、「新羅沙門行心しんらしゃもんぎょうじ、皇子大津の謀反めうほんけむとするに与せれども、朕わ、加法するに忍ゆびず。飛驒國ひだのくにの伽藍くらんに徙せ」とのたまふ。

とあるが、この皇位繼承争いにも「妻争い」が伴っていたことを『萬葉集』によつて確認することができる。卷第一、相聞部に、

## 五、神功皇后の新羅親征と印南浦

大津皇子、石川郎女に贈る御歌一首  
あしひきの山の事を妹待つと吾立ち濡れぬ山の事を（2・107）

石川郎女 和へ奉れる歌一首  
吾を待つと君が濡れけむあしひきの山の事をならましものを

（2・108）

大津皇子、竊に石川女郎に婚ふ時、津守連通、其の事を占へ露はすに、皇子の作りまし御歌一首 未詳  
大船の津守の占に告らむとはまさに知りてわが一人寝し

（2・109）

日並皇子尊、石川女郎に贈る御歌一首 女郎、字を  
大名児を彼方野辺に苑る草の束の間も互忘れめや（2・110）

とあつて、草壁皇子と弟大津皇子が、石川朝臣の女大名児を争つたことが知られる。紀によれば大津皇子は謀反人として殺される。「王位繼承の争い（国占め争い）」と「妻争い」がセットされているのである。

以上、『古事記』・『日本書紀』・『風土記』・『萬葉集』の草壁と大津の石川郎女をめぐるもの等の「妻争い」に共通するのは「霸權確立」の手段の重要な要素であったという点である。争はれる女性は、その国（土地）、あるいは氏族を代表するものの娘であり、巫女として土地の神を祀る役割を担う存在であった。

とすると、皇太子と大海人皇子が争つたといわれる「額田王」とは、それ程の家柄が立場にあつたのかと言えば、現在、知られているその出自や系譜・事蹟からは、巫女的な性格の強い人物であつたらしいが、国占めや王位繼承争いの際に重要な人物ではなかつたと言えるから、当面歌の妻争いの対象とはならないと断定してもよいであ

ろう。

大和三山の相闘は、仙覺『萬葉集註釈』以来、『播磨國風土記』揖保郡上岡里条の、

上岡の里。本は林田の里なり。土は中の下。出雲の国の阿善の大神、大倭の國の歎火・香山・耳梨の三つの山相闘ふと聞きたまふ。此に諫め止めむと欲して、上り来まし時に、此処に到るすなはち開ひ止むと聞かして、その乗らす船を覆へして坐しき。故れ、神の阜と号く。阜の形、覆へしたるに以たり。

というものである。ここでは、三つの山が互いに争つたと伝えるだけで、妻を争つたとは明記していないのである。前節で「妻争い」は、「霸權確率（王権獲得）の争い」と「国占め（土地領有）争い」の一部であつたことを確認したが、この上岡里の伝承も、大和における三山の村邑の境界争いか、飛鳥川の水争いなどであつた可能性が高いと思われる。ちなみに、同じ『播磨國風土記』賀毛郡条起勢里の伝承に、応神天皇の時代のこととして、

起勢の里。土は下の中。奥江・黒川。右、起勢と号くるは、巨勢部等、この村に居みき。仍りて里の名と為す。  
奥江。右、奥江と号くるは、品太の天皇のみ世に、播磨の國の田たの村君、百八十の村君ありて、己が村別に相闘ひし時に、天皇、勅して、この村に追い聚めて、悉皆に斬り死したまひき。故れ、奥江と曰ふ。その血黒く流れき。故れ、黒川と号く。

とあつて、百八十の村長が、互いに村邑単位で相い闘つたのは、「国占め

の争い」であったと見るのが順当であろう。後述するが、応神天皇は仲哀天皇と神功皇后の嫡子である。神功皇后の母方の始祖は天之日矛である。

仲哀天皇（足仲彦天皇）の皇后である神功皇后（氣長名足姫尊）の系譜は、開化記によれば、開化天皇の玄孫息長宿禰王を父とし、応神記によれば新羅王子天之日矛（垂仁紀三年三月条には、「天日槍」とある）の五代の孫葛城之高額比売命を母としている。応神記に、

又、昔、新羅の国王の子有り。名は、天之日矛と謂ふ。是の人、參る渡り來たり。參る渡り來たる所以は、新羅國に一つ沼有り。名は、阿具奴摩と謂ふ。此の沼の辺に、一の賤しき女、昼寝せり。是に、日の耀、虹の如く、其の陰上を指しき。亦、一の賤しき夫有り。其の状を異しと思ひて、恒に其の女人が行を伺ひき。

故、是の女人、其の昼寝せし時より、妊娠みて、赤き玉を生みき。爾くして、其の伺へる賤しき夫、其の玉を乞ひ取りて、恒に裏みて腰に著けたり。此人、田を山谷の中に入れるに、其の國主の子、天之日矛に遇逢ひき。爾くして、其の人を問ひて曰はく、「何ぞ汝が飲食を牛に負せて山谷に入る。汝、必ず是の牛を殺して食まむ」といひて、即ち其の人を捕へ、獄囚に入れむとしき。其の人答へて曰ひしく、「吾、牛を殺こむとするに非ず。唯に田人の食を送らくのみぞ」といひき。然れども、猶赦さす。爾しくて、其の腰の玉を解きて、其國主の子に賜ひき。

故、其の賤しき夫を赦して、其の玉を將ち来て、床の辺に置くに、即ち美麗しき娘子と化りき。仍ち婚ひて、嫡妻と為き。爾くして、其の娘子、常に種々の珍味を設けて、恒に其の夫に食ましめき。故、其の國主の子、心奢りて妻を嘗るに、其の女人が言はく、「凡そ、吾は、汝が妻となるべき女に非ず。吾が祖の国に行かむ」といひて、即ち窃かに小船に乗りて、逃遁げ度り来て、難波に留りき（此は、難波の

比奈良度美社に坐して、阿加流比那神と謂ふぞ）。  
是に、天之日矛、其の妻の遁げしことを聞きて、乃ち追ひ渡り来て、難波に到らむとせし間に、其の渡の神、塞ぎて入れず。故、更に還りて、多連摩國に泊てき。即の其の國に留まりて、多連摩の侯尾が女、名は前津見を娶りて、生みし子は、多連摩母呂須玖。此が子は、多連摩斐泥。此が子は、多連摩比那良岐。此が子は、多連麻毛理。次に、多連摩比多詞。次に、清日子（三柱）。此の清日子、当摩の畔斐を娶りて、生みし子は、酢鹿之諸男。次に、妹菅竈由良度美。故、上に云へる多連摩比多詞、其の姪、由良度美を娶りて、生みし子は、葛城之高額比賣命（此は、息長宿禰王の御祖ぞ）。故、其の天之日矛の持渡り來し物は、玉津宝と云ひて、珠二貫、又、浪振るひれ、浪切るひれ、風振るひれ、風切るひれ、又、奥津鏡、并せて八種ぞ（此は、伊豆志の八前の大神ぞ）。

とあるのは、「応神天皇よりずっと前の話だが、神功皇后が、かつて渡來した新羅の王子の子孫であることを述べ、皇后と朝鮮とのかかわりの必然と、朝鮮が天皇の世界に含まれる所以を確認するために、ここに載せられた」ものである。ちなみに、応神紀十六年八月条には、

八月に、平群木菟宿禰・的戸田宿禰を加羅に遣す。仍りて精兵を授け、詔して曰はく、「襲津彦、久しう還す。必ず新羅の拒くに由りて滯れることならむ。汝等、急く往りて新羅を擊ち、其の道路を抜け」とのたまふ。是に木菟宿禰等、精兵を進めて、新羅の境に莅む。新羅王愕然て其の罪に服しぬ。乃ち弓月の人夫を率て、襲津彦と共に来れり。

とあって、母神功皇后と子応神天皇の一代にわたって新羅征討記事があることに留意したい。

『古事記』中巻、仲哀天皇の皇后神功の事蹟として、

故、備さに教へ覺ししが如く、軍を整へ船を反べて、度り幸しし時に、海原の魚、大きさを問わず、悉く御船を負ひて渡りき。爾くして、順風、大きに起り、御船、浪に従ひき。故、其の御船の波瀾、新羅之國に押し騰りて、既に半國に到りき。

是に、其の國王裏み惶りて奏して言ひしく、「今より以後、天皇の命の隨に、御馬甘と為て、年毎に船を反べて、船腹を乾さず、柁舵を乾さず、天地と共に、退むこと無く仕へ奉らむ」といひき。故、是を以て、新羅の國は、御馬甘と定め、百濟國は、渡の屯家と定めき。爾くして、其の御杖を以て、新羅の國主の門に衝き立てて、即ち墨江大神の荒御魂を以て、國守の神と為て、祭り鎮めて、還り渡りき。

とあつて、神の教えに従つて出航した時、大小の魚と順風とによつて船は一気に新羅國の中央に運ばれ、戦わずしてその國を占有することができたとある。また、『播磨國風土記』賀古郡条の、

印南の浦。……一家云へらく、印南と号くる所以は、穴門の豊浦の宮に御宇しめしし天皇、皇后と俱に、筑紫の久麻曾の國を平けむと欲して、下り行でまし時に、御舟印南の浦に宿りたまふ。この時、滄海いと平ぎ、風波和静けかりき。故、名づけて入浪と曰ふ。

という伝承は、「二五」の航路平安祈願の地として、二重写しに回想されていたのではないか。印南国原の明石港は、筑紫方面から帰つてくると、大和島が視野に入る最終段階の停泊地とされた（3・二五五注）が、それはまた、大和から西の筑紫・朝鮮方面へ往く場合に、大和島根をかへり見ることのできる見納めの最終地点であったということになる。中大兄は、新羅遠征に当つて、かつての神功皇后の新羅親征の伝承を、そのゆかり深い播磨の印南の浦で、強く回想したのであり、あるいは、神

事を催行したのかかもしれない。

神功皇后は新羅親征時に、応神天皇を懷妊中であった。偶然にしても、この度の齊明天皇の西征の同行者の中に、齊明の孫、中大兄の娘、大田皇女が懷妊中であり、難波出航後三日目（八日）に大伯海で大伯皇女を出産している。

齊明紀七年春正月の西征の日程は、

壬寅（六日） 難波津出航  
癸卯（七日） 印南の浦停泊  
甲辰（八日） 大伯海で大田姫皇女、大伯皇女を産む。  
庚戌（十四日） 伊予の熟田津の石湯行宮に泊つ。

となつてゐる。なぜ、伊予の石湯行宮に寄り道をしたのかについては、『播磨國風土記』の大和三山相闘の調停役として登場した「出雲の国阿菩の大神」について考えてみよう。

『新編日本古典文学全集・風土記』（校注・訳 植垣節也 平10・6）の「出雲の国阿菩の大神」の頭注に、

○伊予の国から飴磨の郡英保の里に移住した一族が奉じた神と推定する。底本に「出雲国」とあるが、出雲にアボの地名は確認できず、英保の里の条には「伊予の国英保の村人、到り来て此處に居む」とある。この伝承は、揖保の郡上岡の里の伝承として移される際に本文が乱れた（前項参照）し、上岡の里の「上」（ミ甲類）と神阜の「神」（ミ乙類）と混亂があり、また出雲から上岡の里まで船で来たといふ不自然さを残した。播磨は伊予との関連が深く、伊予都比古ひこの神（→九九九ページ注一七）や伊予来目部めべ小楯（→一一二六注四）などがある。「出雲」は風土記編時の造作か。一大和三山。『伊予国』逸文「天山」（→五一二六）に、天の加具山と二つに分かれて天から降つた山の話があり、伊予と大和三山との関連を示

す。

『伊予来自部の小楯は播磨の国司で山部やまの連つらの祖である（『頤宗紀』）。山部は山守部を管掌し山林を管理する。山と山の争いを諫止する話に登場するのに最もふさわしい一族で、この話の伝承者であろう。

とあって、「出雲」ではなく、「伊予」であったとすれば、齊明の一行が伊予に寄ったことが納得できる。

また、『伊豫國風土記』逸文注10の中、「湯の郡」（石湯）に、仲哀天皇と皇后（神功）・舒明天皇と皇后（皇極＝齊明）が行幸されたと伝えており、

岡本の天皇ナカムラノミコトと皇后との一廻かたまわを以ちて一度とす。時に大殿戸おほとに櫨ハシと臣の木ヒミツとあり。その木に鷦鷯イカルガと此米クニメとの鳥トリ集まつき止まれり。天皇アマノミコトとこの鳥トリが為なに枝に稻穗イナどもを繋むすけて養くひ賜まふ。後の岡本の天皇アマノミコトと近江の大津の宮に御宇ミヤひし天皇アマノミコトまた淨御原の宮に御宇ひし天皇の三廻さんかたまわを以ちて一度とす。こを幸行五度と謂ふ。

とあって、「後岡本宮天皇（齊明）の御歌」として

美积多頭尔 汝汝丁美礼婆ミタタ（云々）

とあって、「万葉集」卷第一の八番歌（傍線は川上）

額田王の歌

熱田津にきなつに船乗りせむと月待まつてば潮しおもかなひぬ今は漕くわぎ出だでな

（1・八）

右は、山上憶良大夫の類聚歌林を検ぶるに曰はく「飛鳥岡本宮に天の下知らしめし天皇の元年己丑、九年丁酉の十一月己巳の

とあり、この左注の中、傍線部によれば、逸文の歌が齊明の歌である可能性が高い。夫舒明天皇と共にすごした曾遊の湯宮で、子・孫・曾孫等とすごすことの感愛と哀傷の心を歌つたものと思われる。  
なおまた、逸文に、  
「橋之嶋爾之居者河遠不曝縫之吾下衣」この歌、伊予の國の風土記が如きは、息長足日女の命の御歌なりとぞ  
と、息長足日女命（神功皇后）の歌という一首があるが、仙覚『万葉集註釈』注12卷第五（7・1315）は、「橋島者、伊予国、宇摩郡ニアリ」としている。

次第である。

注1 「長歌反歌をあはせて、まことの底の御慮を推量りたてまつるに、そのかみ御弟大海人皇子の、坐ましける時<sup>天武天皇皇子に</sup>はやくより竊に婚しておはしませる額田姫王を、御兄として又竊にめしたまへるによりて、よませ給へる御歌なり」（伴信友「三山考論」（長等の山風）附録四。『伴信友全集第四』所収。）とある。

注2 伊藤博『万葉集全注 卷第一』（昭58・9）、同『萬葉集釋注二』

（平7・11）

注3 大和における水争いの例は、『日本靈異記』（上巻 雷の意を得て、生ましめし子の強き力ある縁第三）に、

然うして後に其の童子優婆塞に作り、なほ元興寺に住む。其の寺に田を作り水を引く。諸の王等妨げて水を入れたまはず。田焼くる時に、優婆塞言はく「吾れ田に水を引かむ」といふ。衆の僧聽す。故に十余人して荷つべき鋤柄を作り、すなはち持つ。優婆塞彼の鋤柄を持ちて杖に撞きて往き、水門の口に立てて居る。諸の王等鋤柄を引き棄てたまひて、水門の口を塞ぎて寺の田に入れたまはず。優婆塞また百余人にして引く石を取り、水門を塞ぎ、寺の田に入る。王等優婆塞の力を恐りて終に犯したまはず。故に寺の田渴れずして能く得たり。故に寺の衆の僧、聽して得度出家せしめ、名けて道湯法師と号ふ。後の世の人伝へて「元興寺の道場法師強き力多有り」と謂ふは是れなり。

とある「元興寺」は、飛鳥の本元興寺（法興寺・飛鳥寺）とすれば、大和三山の間を流れる飛鳥川の水利をめぐる争いの一つとみることができる。

注4 仙覺『萬葉集註釋』卷第一（『仙覺全集』）に、

私云、播磨風土記云、出雲國阿苦大神、聞天和國畝火香山耳梨三山相鬪<sup>一、此欲レ諫</sup>山上來之時、到於此處乃聞<sup>二</sup>鬪止<sup>一、覆二</sup>其レ乗レ之船<sup>二</sup>而坐レ之。故號<sup>一</sup>神阜<sup>二</sup>。之形似レ覆。以レ之思レ之、カク山ト、ミ、ナシ山ト、アビシトキ、タチテ、ミニコシ、イナ美クニハラ、トヨメルハ、此阿苦大神、播磨マテ來事ヲ云ヘルニヤ。伊奈美國ハラ、若、イナミクニハラトヨムヘキ歟。美ノ字、ミトヨメル事ハ、コモ與美コモチヲハシメトシテ、其例多之。神阜若印南邊歟。以風土記猶可<sup>二</sup>了見<sup>一</sup>之。

注5 天之日矛（天日槍）に関する「国占め」伝承は『播磨国風土記』に多出。とある。

御方の里<sup>二</sup>土は下の上<sup>一</sup>。御形と号くる所以は、葦原の志許乎の命<sup>一</sup>天の日槍の命と、黒土の志尔嵩に到りまし、各、黒葛<sup>二</sup>三条を以ちて、み足に着けて投げたまひき。尔時、葦原の志許乎の命の黒葛<sup>一</sup>は、一条は但馬の氣多の郡に落ち、一条は夜夫の郡に落ち、一条はこの村に落ち<sup>一</sup>。故れ、三条と曰ふ。天の日槍の命の黒葛<sup>一</sup>は、皆但馬の国に落ちき。故れ、但馬の伊都志の地を占めて在しき。一云へらく、大神、形見と為て、御杖をこの村に植てたまふ。故れ、御形と曰ふ。（夫禾郡）

とあって、新羅からの外来神である天の日槍と先住の地祇葦原志許乎命との国占め争いはこの御方の里の伝承で、但馬国を支配することとなつたが、他にくつもの国占め伝承があつて、それだけ天の日槍の残存勢力が播磨国内で衰えていなかつたことを語つてゐる。揖保郡粒岡・宍粟郡奪谷・伊奈加川・波加村・神前郡梗岡等。

注6 新編日本古典文学全集『日本書紀1』頭注。

注7 伊藤博『万葉集全注 卷第二』（昭58年9月）

注8 『日本書紀』卷第二十五 孝德天皇大化二年（六四六年）春正月

条の革新の詔の其の一に、

凡そ畿内は、東は名墾の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、

兄山には制と云ふ。

西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭々波の合坂山より以来を畿内国とす。

とあり、『萬葉集』卷第三の「柿本朝臣人麻呂の躉旅の歌八首」中に、

稻日野も行き過ぎかてに思へれば心恋しき加古の島見ゆ  
(3・一二五三)

燈火の明石大門に入らむ日や漕ぎ別れなむ家のあたり見ず  
(3・一二五四)

天離る鄙の長道ゆ恋ひ来れば明石の門より大和島見ゆ  
(3・一二五五)

一本には「家のあたり見ゆ」といふ

とあって、「櫛淵」は、神戸市須磨区一ノ谷町から垂水区塩屋町に至る海岸説と、神戸市西区を流れる明石川の奇淵説とがあるが、「明石大門」・「明石の門」と歌われた明石海峡周辺を当っていたものと推定されている。「海路では明石海峡が畿外と畿内とを分ける海坂（海の境界）であった」・「家郷の大和のある陸地は、海上から見ると島に見えたことも事実である。生駒・葛城の山々が海上に浮かぶ地勢（すなわち「島」として映する）（西宮一民『萬葉集人毛注』卷第三）（昭59年2月）地域であった。「稻日野（印南野）」は、兵庫県加古郡、加古川市、明石市一帯の平原（荒木良雄「稻日都麻・印南野考」「國語・國文」第2卷4号、昭7年4月）。

注9

なお、「播磨國風土記」飴磨郡英保里条とその頭注を引いておく。  
英保の里。土は中の上。右、英保と称ふは、伊予の國英保の村の人、到り来て此處に居む。故れ、英保の村と号く。

七「和名抄」高山寺本に「安母」と訓む。アモはアボの転か。安相の里に「英保村」とあつた。一八伊予の国に英保の遺称地がみつからないので、敷田以下「伊賀」の誤りかとする。しかし揖保の郡上岡の里の阿菩（あ）の大神の伝承をみれば、もとは伊予の国から船で渡ってきた神に関する英保の里の伝承であつたのを、上岡の里に移し伝えたと解すべき徵候がみられる。底本のままでよい。

注10 仙覺『萬葉集註釈』卷第三（3・三三二）に、

山部宿祢赤人至伊豫溫泉一作歌詞中  
伊豫能高嶺乃射狹庭乃嵩尔立而。伊豫ノタカネノイサニハノヲカト云ヘルコト、伊与國、風土記云。湯郡、天皇等、於湯幸行降坐五度也。以大帶日子天皇、与二大后八坂入姫命、二軀爲二度也、  
以帶中日子天皇、与二大后長足足姫命、二軀爲二度也、以上宮聖德皇子爲二度。及侍高麗惠慈葛城臣等也。立湯岡側碑文、其立碑文一處、謂伊社余波之岡也。所名伊社余波由者、當土諸人等其碑文欲レ見而、伊社那比來因謂伊社余波ト本也云々。泰明天皇、并皇后二軀爲二度。于レ時於二大殿戸一有二櫨與臣木。於其木、集止鶴子比米鳥。天皇爲此鳥、枝繁レ尋レ之。

注11 仙覺『萬葉集註釈』卷第三（3・三三三）に、  
反歌

モ・シキノサホミヤヒトニニキタツアツナラシケントシシラナカ  
百式紀乃大宮人之飽田津尔船乘将爲年之不知久

二キタツ、日本記第廿六卷ニハ、天皇七年春正月丁酉朔庚戌、御船泊于伊豫熟田津石湯行宮<sup>（カガミノニシマツ）</sup>、然田津此云。伊豫國風土記ニハ、後岡本天皇御歌曰、美积<sup>ミツダク</sup>余波<sup>ヲ</sup>丁<sup>ヲ</sup>、美礼婆<sup>ミツラボ</sup>々。ニト、ミト、同韻相通ノ故ニ、ニキタツトモイヒ、ミキタツトモイフト、エラハレタリ。ミト、ニトハ、殊ニカヨハシティイハル、字トキコヘタリ。イハユルナミハヤノクニヲ、ナニハトイフ。ニラヲ、ミラトイヘリ。蛻<sup>ニラヲ</sup>ニナトイフカコトシ。ソレニトリテ、此集ニニキタツノコトハヲヨメル歌ニ、第一卷ニハ、熟田津余<sup>（ミサキノツヅクニ）</sup>船乘世武登月待者トカケリ。熟田津、コレヲ、ニキタツト云コト、日本記ニミエタリ。又或ハ、和多豆トモカキ、或ハ柔田津トモカケルハ、ミナニキタツト和スヘキコトハリナレハ、イマノ點ニハ、ミナニキタツト和スル也。

注12 仙覺『萬葉集註釈』卷第五（7・一三一五）に、

橘之島尔之居者河遠  
不曝縫之吾下衣

此歌、如伊豫國風土記者、息長足日女命御歌也。コノミ歌、コトニ御ナサケフカ、ルヘシ。タチハナノシマニシヲレハトハ、ハルカニ、ハナレヰテ、物サヒシク、昔ノイロカラシノフルニタトフ、カハトオミトハ、イキカヨフヘキトコロモナク、タノムヘキカタモナキニタトフ。サラサテヌヒシワカ下衣トハ、オモヒシ心モカハラテ、カタミノコロモヲ、キタマヘルコトヲアラハセリ。橘島者、伊豫國、宇摩郡ニアリ。

とある。